

## 第7回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月9日(金) 午後1時30分から午後4時30分
2. 開催場所 糸島市役所 1号会議室
3. 出席委員(16人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	井上孝治
副会長	3番	丸山文子
委員	4番	田中正一
	5番	原田正成
	6番	藤嶋政秀
	7番	松尾幸子
	8番	古家春利
	9番	加茂和義
	10番	古家貴喜
	11番	中原誠也
	12番	宗孝幸
	14番	山北敬子
	16番	濱地則夫
	18番	東司時隆
	19番	荻原昌之

### 4. 欠席委員(3人)

13番	奥功
15番	三坂勝弥
17番	宗敏郎

### 5. 議事日程

#### 議事

- 議案第59号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
- 議案第60号 非農地証明願について
- 議案第61号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第62号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第63号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第64号 農地改良届出について
- 議案第65号 糸島市住宅に付属する農地指定申請について
- 議案第66号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- 議案第67号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の

- 決定について（農地中間管理事業：利用権設定）  
議案第68号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について  
議案第69号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の  
決定について（所有権移転）  
議案第70号 非農地証明願の取り扱いの変更について

#### 6. その他

- 1) 農地移動適性化あっせん取下げについて（報告）
- 2) 農地取得に係る営農ヒアリング資料について
- 3) 農政対策委員会報告について
- 4) 農地対策委員会A班の報告について
- 5) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（8月認定分）
- 6) 今後の予定について
- 7) その他

#### 7. 農業委員会事務局職員

農地活用係長	前村 永久
主事	赤嶺 尚人
主事	沖 香菜子

事務局

井上職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理者

こんにちは。

今日も天気のいいところにお出席いただきまして、ありがとうございます。  
す。

先日は台風11号でしたか、東シナ海から北上して対馬海峡を抜けていくという、また猛烈な台風という前触れがありまして、皆さん台風対策に追われたんじゃないかならうかと思えます。

ちょうど今から秋の野菜の植付け等が始まる時期で、被害の心配をされていましたが、雨もそう多くなくて、これからのことははかどるんじゃないかと思っておりますが、まだ12号が同じコースを上がってくるんじゃないかと心配でございます。

ただいまより第7回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、三坂委員、宗敏郎委員、奥委員の欠席の連絡を受けております。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は現在16名で委員の過半数が出席しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

それでは、議事録署名人を指名いたします。加茂和義委員と松尾幸子委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第59号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」につきまして、あっせん委員及び譲受候補者の選定をお願いいたします。

それでは、内容のほうを説明いたします。

まず、2件ございまして、受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

続きまして、受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上2件でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま2件のあっせん申出が出ております。

**【地区別にあっせん委員を指名】**

それでは、あっせん候補者を選定いただきますようよろしくお願いいたします。

ほかの方は暫時休憩いたします。

(休 憩)

議 長

議受候補者の発表をお願いいたします。

まず、番号1番のほうからお願いいたします。

推進委員

**【候補者名読み上げ】**

議 長

それでは、受付番号2番の議受候補者の発表をお願いいたします。

推進委員

**【候補者名読み上げ】**

議 長

それでは、もう一度確認の発表をお願いいたします。

事務局

**【地区別にあっせん委員を指名】**

議 長

それでは、あっせん成立に向けてよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第60号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、受付番号1番と2番を松崎推進委員、お願いいたします。

推進委員

受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の10ページをお願いします。それと現地説明資料の1ページと2ページをお願いします。

現地は飲食店駐車場の一部となっており、20年以上前から宅地の一部として利用されていることから農地の復元が困難であると認められ、非農地であるという意見でまとまりました。

次に、7ページに戻っていただきまして、受付番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の12ページの地図をお願いします。現地調査説明書の3ページ、4ページをお願いいたします。

現地は竹林化しており、農地への復元が困難であると認められ、非農地であるという意見でまとまりました。

以上、報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

それでは、番号3番につきましては、鬼塚推進委員、お願いいたします。

推進委員

非農地証明願の受付番号3番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の14ページをお願いいたします。また、現地調査説明資料5ページと6ページもお願いいたします。

申請地のうち534番の2は桜の木が植樹されており、見たところ20年以上経過していることから農地への復元が困難であると認められ、非農地であるという意見でまとまりました。

一方、534番の1については、ミカン等の果樹が植わっておりまして、手入れをすることで農地としての利用が可能ではないかと判断いたしました。非農地ではないという意見でまとまりました。

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございます。

続きまして、番号4番を山本推進委員、お願いいたします。

推進委員

非農地証明願。  
受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の16ページの地図をお願いします。それと現地調査説明資料の7ページと8ページをお願いします。

現地は山林化しており、農地の復元が困難であることから非農地であるという意見でまとまりました。

以上、報告します。

議長

ありがとうございます。  
続きまして、受付番号5番を丸田推進委員、お願いいたします。

推進委員

受付番号5番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の18ページの地図と現地調査説明資料の9ページと10ページをお願いします。

現地はコンテナハウスやトレーラーが止まっており、農地法違反の状態でした。是正されたとしても農地としての利用が可能であると判断し、非農地ではないという意見でまとまりました。

以上、報告します。

議長

ありがとうございました。  
ただいま報告がありました3番の2筆出ているうちの1筆、534の1番と5番ですね、これが非認定相当という報告が出ております。あとの分は全部認定相当ということで報告がありました。  
何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

それでは、採決に入ります。  
まず、3番の534の1番と5番の分につきまして、非認定相当だと思われる方の挙手をお願いいたします。

農業委員

2番ですか。3番の……。

議 長	3番の534の1番と5番ですね。
農業委員	網のかかっておる、これやろう、2番やろう。534の2じゃないと。
議 長	534の2じゃないです。534の1番です。
農業委員	ああ、分かりました、はい。
議 長	いいですか。
農業委員	はい。
議 長	ただいま言いましたように、3番の534の1番と5番につきましては非認定相当だと思われる方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員ですね。 ただいまの2筆を除いた分につきまして、認定相当だと思われる方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員です。
議 長	それでは、次の議事に入ります。
事務局	大変申し訳ございません、議案第61号と行きたいところでございますが、農業振興課のほうで議会等の所用がございますので、議案第66号の審議から先をお願いしたいと考えております。66号から審議をお願いいたします。 議案書の74ページをお願いいたします。 議案第66号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」御審議をお願いいたします。
議 長	それでは、農業振興課のほうより説明をお願いいたします。

農業振興課

議案の順番を変えていただきありがとうございます。

では、議案第66号、農業経営改善計画の認定について御意見を願いたいと思います。

申請者は、[ ]の[ ]さん。令和3年1月まで認定新規就農者だった方になります。

露地とハウスでショウガを、露地でカボチャとブロッコリーなどを生産しております。

今後は、ビニールハウスを増やすことと機械の導入などで作業効率を図ることなどにより収量を増やす計画となっております。

こういったことを踏まえて、5年後の年間所得目標を530万円についても市の認定基準470万円を満たす計画となっており、基本構想に適合していると考えております。

以上です。御審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいま振興課のほうより説明がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いたします。

農業委員

1月までで切れているんですね、以前の、どのくらい上げてあったんでしょうか。分かったら教えてください。

農業振興課

令和3年の青色申告の決算書で、御本人さんの所得が434万円になります。販売金額は1,350万円あります。経費とかを差し引いて434万円ということになっております。

議 長

ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、採決に入ります。

原案に対しまして同意される方の挙手をお願いたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

議 長

それでは、次の議案に入ります。



事務局 議案書の21ページをお願いいたします。  
議案第61号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長 3条の許可申請ということで、それでは、受付番号1番を原田委員、お願いいたします。

農業委員 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。  
受付番号1番。1から3までを■■■■ですのでよろしく申し上げます。受付番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議長 それでは、受付番号4番を荻原委員、お願いいたします。

農業委員 受付番号4番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議長 続きまして、5番につきましては奥委員ですけれども、事務局のほうより報告をお願いいたします。

事務局 受付番号は5番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

なお、こちら894番3につきましては、今年7月になりまして894番1から分筆をされた土地でございまして、内容を伺いますと、現地の地形に合わせた道路と区切ったところで分筆をして、自分の隣の土地と一体利用したいという内容でございました。以上でございます。

議長 続きまして、6番を井上職務代理、お願いいたします。

職務代理者 受付番号6番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議長 続きまして、受付番号7番を荻原委員、よろしくをお願いいたします。

農業委員

受付番号7番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

ありがとうございました。

それでは、受付番号8番を田中委員、お願いいたします。

農業委員

受付番号8番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

続きまして、9番を東司委員、お願いいたします。

農業委員

受付番号9番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

それでは、10番、11番を中原委員、お願いいたします。

農業委員

受付番号10番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

最後に12番を井上職務代理、お願いします。

職務代理者

受付番号12番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

議 長

それでは、受付番号9番につきましては、住宅に附属する農地ということで第2調査部会が面談を行っております。報告をお願いいたします。

調査部会長

9月2日に第2調査部会で面談を行いましたので報告します。

農地法第3条申請の営農面談ということです。

名前は■■■■氏、89ページから91ページを御覧ください。

■■■■さんは37歳で、糸島市志摩に住んでおります。本人から聞きまして意見では、クラシックデザインの仕事をしているということで、自営で自宅で仕事をやっていらっしゃいます。家庭菜園でケールを作りたい

という話でした。農業については未経験だから、勉強しながらやっていきたいということで、コロナの影響で建築が遅れた場合でも、年内に引っ越しする予定ですということです。

どういうふうに農地を管理していくか、一度整理し、農機具等を買そろえていきたいということで、自宅のすぐ横が農地なので、草刈りなどをしっかり管理していきますというお話でした。

調査部会の意見では、予定どおりに住宅が完成しない場合でも、草刈りなどはしっかりやってくださいということをお話しております。農業を楽しんでくださいと声をかけております。以上です。

議長

ただいま第3条申請による報告がありました。

全体につきまして、何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

農業委員

受付番号7番の譲受人の■■■■■さんは、現在経営農地が39で、そのうち貸してあるのが31ということになるとですかね。3.1アール貸してある。3.9アール持っておって、4反ぐらい持っておって、そのうちの3反は貸してあると。

議長

そうですね。

農業委員

今回9反ぐらい買われるわけですけど、その営農ができるのかどうかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

議長

荻原委員、そこいらは聞いてありますか。

農業委員

その■■■■■さんという方は、井田原から嫁いであって兵庫県のほうに行っているんですが、今回井田原の土地を全部処分したいということで、この■■■■■さんというのが親戚に当たるということで、自分が引き受けましょうという話で持ってきてある。だけん、誰も引受けがないから、■■■■■さんは処分したい、そういうふうな思惑があつて一致したということで承っております。

事務局

こちら、今回の方がもともと7,123平米持っておりまして、そのうちの3,147平米を貸してあつて、自作地が3,976平米あるというところで、今回この9,426平米を足すということでありまして、一応3条の許可申請の作付を見ますと、レタス、キャベツ、ニンニクということで、コンバイン1台、草刈り機3台は大型部分として所有しておりますというところと、一応農業の従事者としては御本人と配偶者ということで、御本人が54歳で配偶者の方も60ということで、そういう作付

計画が出た上での許可申請となっております。以上です。

議長 ほか何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 なかったら、審査表の説明をお願いします。

事務局 審査表の説明の前に、すみません、ちょっと記載がなかった分がございますので、記載のほうをお願いいたします。

受付番号5番の分ですけれども、こちら金額のほう、申請書に記載があったんですけれども、10アール当たり100万円という記載がございましたので、転記をお願いいたします。

また、併せまして受付番号8番、こちらにつきましても申請書のほうに総額の600万という記載がございましたので、議案書のほうに書き加えていただきたいと思います。

それでは、農地法第3条の許可申請につきましては、20ページに記載しております7つの審査項目がございまして、この項目によって判断していくわけですが、こちら全て「いいえ」がついておれば基本許可できます。「はい」がついておれば許可できないということで審査表を見ていただくわけですが、受付番号9番、こちら右から3行目ですかね、経営面積が50アールに達しないというところで「はい」に丸がついておりますが、こちら住宅に附属する農地の取得ということで下限面積の特例を受ける農地でございますので、この分はクリアするものでございます。

よりまして、今回12件の申請が上がっておりますけれども、全て項目につきましてはクリアするものでございますので、書類上の判断では許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議長 ただいま審査表の説明がありました。

採決に入ります。

3条の1番から12番につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。

議 長 4条まで行きたいと思います。

事務局 それでは、議案書の26ページをお願いいたします。

議案第62号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長 それでは、第2調査部会より調査しております。報告をお願いいたします。

調査部会長 農地法第4条許可申請について。

議案書の26ページをお願いいたします。

議案第62号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」報告します。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、27ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の11ページと12ページもお願いいたします。

先月の総会で非農地証明願が非認定となった1筆です。申請人が営業するしょうゆ工場の来客者や職員の駐車場として使いたいということで、農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないため問題はありません。

第2調査部会といたしましては、特に関係各課から支障となる意見も出ておりませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当ということで判断をしております。

議 長 ただいま調査部会のほうより報告がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 ないようでしたら、第4条の審査表につきまして説明を、事務局お願いします。

事務局 農地法第4条の許可の申請につきましては、議案書の25ページに記載しております一般基準と26ページに記載しております立地基準によって判断するわけでございますけれども、こちら一般基準につきましては、適当である、該当がない部分、周辺農地に支障がないという、こちらの項目

につきましてはクリアするものでございます。

26ページの立地基準につきましては、その他広がりがない農地の第2種という判定になりますけれども、今御報告がありましたとおり、ほかに転用の代替地がない、すぐ隣のしょうゆ工場の部分で活用したいという計画でございますので、こちらのほうもクリアするものと考えられます。

よりまして、この許可申請につきましては、書類上の判断では許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議 長

それでは、採決に入ります。

4条の許可申請につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、1時間ほどたちましたので、ここで休憩といたします。2時35分より始めたいと思います。よろしく願いいたします。

(休 憩)

議 長

審議を始めたいと思います。

事務局

議案書の33ページをお願いいたします。

議案第63号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、第2調査部会長のほうより報告をお願いいたします。

調査部会長

農地法第5条許可申請について。

議案書の33ページをお願いします。

議案第63号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」報告いたします。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、35ページの地図をお願いいたします。別紙の調査説明資料の13ページと14ページをお願いします。

現地は荒廃しておりましたが、周囲の農地は作付など管理してありました。農地区分は第3種農地であり、問題はありません。

第2調査部会としては、関係各課からは特に支障となる意見も出ていませんが、周辺農地への通作路がない場合、継続審議とは判断しています。その後の連絡があれば、事務局よりひとつ報告をお願いいたします。

事務局

すみません、通作路ということで、今回申請を見てもと、申請地の西側、南側が農地ということで通作路があるのかというところで見えたんですけども、36ページに字図を載せておりますので、こちらのほうを確認お願いしたいと思います。

こちら、一番下の1312-1と書いているところが[ ]の敷地になります。その上に道路が走っておるのが分かるかと思いますが、1312-1と、例えば1329-1の間に道が走っている。こちらが里道敷地でございます、現地のほうを再確認いたしますと、[ ]、この申請地の西側といいますか、[ ]の一番この道路側から行きますと、約2メートルほど人が通れる道がございます、ここから西から入りまして東に進んで、ちょうど1329-1のところから直角に曲がっているところがありますけれども、こちらのほうも、こちらから申請地、1336の隣も1337-1という畑でございますけれども、この幅が90センチから1メートルほどの人が通れる幅があるところを現地を再確認いたしましてありましたので、一応このところから通作が可能だという判断になるかと思えます。以上でございます。

議長

それでは、番号2番のほうに進みます。

調査部会長

続きまして、番号2番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の40ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の15ページと16ページをお願いいたします。

農地区分は第1種農地ではありますが、集落に接続した農地に住宅建築の目的であり、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第2調査部会としては、都市計画法の意見については、6年前から申請人と配偶者が農業に従事（トマトの水耕栽培）していることが地元委員も確認しており問題はありませんし、関係各課からも特に支障となる意見も出ておりません。周辺農地の影響がないことから許可相当と判断をしております。

続きまして、番号3番。

### 【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の45ページの地図をお願いいたします。別紙の現地調査説明資料の17ページと18ページもお願いいたします。

農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないため問題ありません。

第2調査部会といたしましては、特に関係各課から支障となる意見が出ていませんし、周辺農地への影響がありません。ただJRとの協議の確認ができていないことや出入口の関係、周辺者の同意が確認できていないことから、継続審議であると判断しています。確認ができれば許可相当ではないかと思っております。その後事務局が確認できたことがありましたら報告をお願いいたします。

事務局

まず、3点調査部会のほうから出ました。JRとの協議、こちら線路際になりますのでJRとの協議関係はどうなのか。こちら申請地の出入口が当該申請地の一番東側から入るといってどうなのかというところ、周辺の同意、キャンプ場をするといってどうなのかというところがちょっと気になるところ。JRとの協議が調わなければ当然許可ができないだろうという、判断ができないだろうという意見もいただいております。

こちら、まず今回計画図のほうを見ていただきたいんですけども、48ページが計画図がございまして、こちら調査部会の際の計画図面と変わっておりまして、進入口は、この市道と書いてあるところから入りまして、こちらが約6メートル幅の道路ということで、現地のほうにつきましては、49ページのC-C'断面のほうにも書いてあるんですけども、こちら少し道路から申請地に平地が2メートルほどありまして、すぐ落ち込みがあって、フェンスがあってということで、ここの間口が足りんとじゃないかというところが出ておりました。こちらの計画図が差し替わるといって、空洞ブロックを3段から5段をついていってというところと、転落防止の柵を設けるといって、これは短い区間でございまして、こちらを設けて、申請地のすぐ東側のところはブロックをつきまして、JRとの境となるフェンスのところにブロックをつきまして、平均5メートル幅の道を確保するという計画に変わっておると。計画図面もそうですけれども、資金の見積りも出ておるところでございまして、計画につきましては当初と変わらず進入口は東側になりますけれども、JRとの境の段差がある部分をブロックをついて埋め上げて、5メートル幅の進入口を確保すると。入り口半ば付近までは転落防止の柵を設けて、ここから出入りをするという計画に変わっておりますので、出入口の関係につきましてはクリアするものかと思っております。



それと、JR協議についてでございますが、こちら線路際で火をたいたりするんじゃないかという懸念もあったり、実際どうなのかというところで聞きましたところ、9月の2日に九州旅客鉄道の佐賀工務センターですかね、こちらの方と不動産会社と申請人と協議に入ったと。協議書につきましては、糸島市[ ]キャンプ場JR沿線隣接工事協議というところで協議を行っております、まずキャンプ場とする部分につきましては特段の指摘がなかったというところでございます。こちら境付近の關係に、JRの敷地となるフェンスの、こちらC-C'断面になりますけど、U字溝が入っておるんですけども、こちらはもともとJRの管理じゃないからというところと、キャンプ場の駐車場につきましては、駐車場設置の場合は誤って線路内に車が進入しないようにフェンス、車止め等を設置することという協議が出ておりますので、こちら進入口付近に転落防止策を造ったという内容でございます。

造成工事の件につきましては、こちらキャンプ場に関わらず、工事の際は線路中心より8メートル以内の工事をするときににつきましては、安全管理者を配置及びJRの届出が必要となると。列車通過5分前から通過まで作業は中止してくださいという内容での協議書が出ておりますので、こういう部分でJR協議のほうも確認できており、併せて計画に転落防止柵を設けたものかと思います。

それと、近隣の方の同意關係というところでお尋ねしたところ、地元説明会を開催はしましたと。この中でもろもろの意見が出ましたけれども、こういう対応をするというところで地元説明会は終わったということで、先にちょっと申し上げないかんのが、こちらの[ ]のキャンプ場の運営の方向ということで資料が出ておまして、所有会社につきましては、この申請人の[ ]になりますけれども、総合運営会社が[ ]ということで[ ]の事業所で、受付管理会社が[ ]、こちら糸島市の[ ]にある事業所でございます。こちらにつきましては、このキャンプ場を借りる方につきましては会員制とし、不特定多数への貸出しはしないということで、その会員の増やし方については知人の紹介に限りという形でさせていただくということで、日常の管理につきましては受付管理会社である[ ]が行っていきますということで、こちら募集会員の限度数としては33団体を考えておると。これは会員制とすることで、年会費として、維持費としては3万円とか、仮設トイレとか汚物処理とかも含めまして、トータル100万ほどが会員になる資格だということ。運営としては1日1組利用が限度で利用人数は6人までと。利用するに当たっては、年会費とは別に基本料金を6,000円ずつ取りますと。6,000円と1名当たり500円の使用料を取るところで運営を考えてあると。ここで地元の説明会の際にもこういうキャンプの運営の分、夜間騒ぐ騒がんというのがござ

いますので、その辺の制限もかけておるということで、地元説明会を行って、そういう対応についても問題がなくやりたいという部分を伝えておるということと、あと、どうしても苦情が来たりする場合については営業停止になる可能性がありますので、紳士的な対応を行いますというところで報告をいただいております。

以上、住民の同意という部分は真摯に対応するという言葉になりますけれども、まずもって地元説明会は行っておりました、当時出ました苦情等とか質問等につきましては対応しております。議事録も残っておりますというところも言っておりますが、特段今回の部分で事務局のほうから議事録までくれとまでは言っておりませんが、そういう報告を受けている内容でございます。

以上、J Rとの協議も確認ができた、出入口も訂正ができておる状況、周辺自治体の同意につきましては説明会を行ったという内容でございますが、以上、調査部会への確認した事項としまして報告いたします。よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは次に、お願いします。

調査部会長

続きまして、番号4番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の50ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の19ページと20ページをお願いいたします。

今回16戸計画をしてあるそうです。農地区分は第1種農地ですが、集落に接続した農地に住宅建築を行うため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第2調査部会としましては、都市計画法の開発許可が必要であり、地元や関係各課との協議は調いますし、周辺農地への影響がないことから許可相当であると判断しております。

続きまして、受付番号5番。

#### 【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の55ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の21ページと22ページをお願いいたします。

この案件は、先月の総会で継続審議とした案件です。訳としては、水路管理者との協議ができておらず、転用計画に必要な水路に架ける橋の見通し（水路占用許可書申請）が立っていなかったためです。農地区分は第2

種農地であり、ほかに転用の代替地がないため問題はありません。

第2調査部会といたしましては、水路担当者より確約書の提出に伴い、水路占用協議に入ることを伺い、占用許可の見通しが立つことや周辺農地への影響がないことから許可相当としています。

以上、報告を終わります。

議長

ただいま第2調査部会長より報告がありました。

これにつきまして何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

農業委員

ちょっと再確認で申し訳ないですけども、受付番号2番の農家住宅の件ですけど、■■■さんですか、何かトマトとか書いてありましたけど、その際確認をちょっとお願いしたいんですけど。

農業委員

ちょっと私が補足しますと、この■■■さんという人は、■■■さんの娘になります。御主人が■■■さんという方で、土地の名前は娘さんに、■■■さんの御主人が亡くなったから娘さんの名前しか載っていないそうなんですよ。だから■■■さんということです。

事務局

今宗委員のほうから確認いただいたとおり、■■■さんと■■■さんのほうは親子関係でございまして、実際、■■■さんの名義の農地につきましては7,000幾らかあるんですけども、相続ということで■■■さんと■■■さんの共有名義の農地も8,000平米ほどございまして、こちらのほうで■■■さん自身も経営権を持った農地であるというところで、■■■様の御主人が亡くなった際に、■■■さんの御主人のほうメインでトマトのほうを加勢しながら今、徐々に経営のほうも■■■さんのほう引き継いでおる状況だということで伺っております。以上でございます。

議長

ほかに何か質問、意見ありましたら。

農業委員

受付番号3番のキャンプ場の件ですけども、地元協議がやってあるというふうな説明がありましたけど、まだその地元のほうからはいいですよというふうな話にはなっていないんでしょうか。説明があつて、運営方法としてはこうやるというようなことは話はしておるけれども、地元のほうからの許可というのは本当は要らんとかもしらんとですけども、同意が得られておるかどうかという再確認です。

事務局

今おっしゃった内容で、ちょっと自分たちもあまり深く突っ込んでおらんとですけども、まず水利承諾のほうについて、地元の行政区長も含め

た内容で協議はしたというところを聞いておまして、地元説明会も分けてやりましたということも聞いておって、その都度出た意見、どうするかということも含めて質問が出た部分についてはきちっとこういうふうに対応するというところで、そもそもキャンプ場に対して反対という意見は出ていなかったというのは聞いております。

ただ、実際問題騒音といいますか、外で夜遅くまで騒いだ場合は迷惑だということも当然聞いておるということで、そういった場合については会員制でございますので、きちっと指導していきたいと。それが続くようであれば止めざるを得んから、うちとしては会員を解除するなり、使用の仕方が悪いものについては会員から外すという考えであるということ聞いております。

そこで地元のほうが、それならというところでいいんですかというところまで確認はできておらんとですけども、この近隣の住民の方、今回近隣の住民ってどこですかと聞いたら、国道端の分と踏切を渡った北側に集落があるんですけども、そちらの集落のほうまでの説明会を行いました。内容としては、そういう騒いだりする部分については十分注意いただいておりますから、会員となる利用者については厳しく注意していきたいというところで、同意書までの話は出ていませんが、そういう回答で現在に至りましたという説明を受けている状況でございます。以上です。

議長

ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議長

ないようでしたら、5条の審査表について説明をお願いします。

事務局

農地法第5条につきましては、25ページに記載しております一般基準と33ページ以降に記載しております立地基準によって判断していくわけでございます。

まず、一般基準につきましては、議案書の25ページになります。こちらの5条のこの5案件につきましては、行政庁の見込みがあるとか、必要最小限であるとか、支障がないとかいうところで、こちら一般基準につきましてはクリアするものかと思えます。

33ページ以降の立地基準ですけども、          の      さんの部分につきましては、こちら第3種農地ということで、立地基準上は許可できるということでございますので問題ないということ、2番の      の分につきましては、こちら御説明があったとおり、第1種農地ということにはなりますが、集落に接続する住宅建築という不許可の例外に該当しますので、こちらクリアいたします。          の分につきましては、こちら代替地

がない場合というところは許可できるという基準でございますので、こちらの部分、奥地になりますので、これ以上の分はないという報告をいただいております。こちらの部分も該当するものかと思えます。

34ページに入りまして、4番の[ ]の分でございますけれども、こちらも区画が16戸ほどあるわけでございますけれども、第1種農地でございますが、集落に接続した住宅建築の目的であるということで、こちら申請地の東側に集落が広がっていくわけでございますので、こちらのほうも立地基準上はクリアするものでございます。

最後に[ ]、こちらの分につきましては、一般基準でちょっと言えばよかったですけれども、まず立地基準につきましては代替地がない場合はクリアするというところでございまして、一般基準で言うところの、先ほど調査部会長からもありましたとおり、水路の占用許可協議自体が入れなかった部分が、先月は協議ができる状態ではなかったんですけれども、今回、そういう行政庁の許認可、もしくは届出の協議が進むという部分については該当してくるようになりますので、こちら5番につきましても立地基準、一般基準も満たすものでございます。

以上、本日5件ございますが、書類上の判断では許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議長

この5条に関しましては、調査部会の当日は5件中3件が継続審議、あるいは不許可相当だという判断でしておりましたけれども、事務局が、報告がありましたように、その問題点を全てクリアしたということで、調査結果が許可相当ということとなっております。

それでは、採決に入ります。

5条の1番から5番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

議長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の60ページをお願いいたします。

議案第64号「農地改良届出について」御審議をお願いいたします。

また、御審議の後、監督委員の指名をお願いいたします。

議 長

それでは、調査部会のほうより引き続き報告をお願いします。

調査部会長

議案第64号「農地改良届出について」報告いたします。  
番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の61ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査説明資料の23ページと24ページもお願いいたします。

第2調査部会としては、特に関係各課から支障となる意見も出ておりませんし、作物の作付に必要な改良行為であり、受理相当と判断をしております。

続きまして、番号2番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の65ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の25と26ページもお願いします。

第2調査部会としては、関係各課から支障となる意見も出ておりませんし、作物の作付に必要な行為であり、受理相当と判断をしております。

以上、報告いたします。

議 長

ただいま農地改良について説明がありました。  
何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようでしたら、採決に入ります。  
これは審査表はないとよね。

事務局

はい、ございません。

議 長

農地改良につきまして、受理相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。  
それでは、監督委員の指名をいたします。

届出番号1番につきましては宗委員、お願いします。  
2番につきましては古家委員、お願いいたします。  
よろしくお願いいたします。

議 長                    それでは、次の議案に入ります。

事務局                    議案書の71ページをお願いいたします。  
議案第65号「糸島市住宅に付属する農地指定申請について」御審議を  
お願いいたします。

議 長                    それでは、東司部会長より説明をお願いいたします。

調査部会長                議案書の71ページをお願いいたします。  
議案第65号「住宅に付属する農地指定申請について」報告いたしま  
す。  
番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて報告】**

それでは、議案書の72ページの地図をお願いいたします。別冊の現地  
調査説明資料の27ページと28ページをお願いいたします。

現地は作物の作付はなく、遊休農地となっておりました。申請地は  
集落の一角にあり、農地への進入は、申請人が所有する住宅からしかでき  
ないという状況でした。隣接農地との一体利用も考えられますが、周囲が  
住宅となる可能性もあり、総合的に考えると、住宅の所有者が耕作するの  
が適当であると判断をいたします。

第2調査部会としては、指定相当と判断をしております。

以上、報告します。

議 長                    ただいま報告がありました。  
何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

農業委員                    この■■■■さんという方は、年齢は大体何歳ぐらいですか。畑の管  
理とかできるもんやろうか、草刈りとか。

議 長                    いや、この人は、その田んぼとか家屋敷を持ってある方やけん、その人  
が……。

農業委員

貸されるんですか。

議長

その住宅とその農地を売って……。

農業委員

売られると。

議長

売られるほうです。

あまり年は関係ないと思いますので。

ほかに質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

ないようでしたら、審査表の説明をお願いします。

事務局

住宅に附属する農地の指定申請につきましては、70ページに記載しております7つの項目につきまして確認をしていくものでございます。

まず、ここの70ページの(1)から(5)番につきましては、書類の審査の中で同一という部分、所有権移転に支障となる権利設定もされておらず、また利用権等の貸し付けた農地でもございません。

もう住宅を整えてございますので(4)番につきましても該当してきまずし、面積につきましては352平米ということで20アール以内という内容で基準には達しております。

(6)番、こちら調査部会で報告がありましており遊休農地でありましたので、適当ということです。

住宅の権利移動に伴いまして、権利移動させることが適当である農地であるかという部分につきましては、調査部会のほうの判断としまして指定相当というのを報告いただいておりますので、こちらについても適当ではないかということで、審査表につきましては全て適当に該当しておりますので問題はございません。

以上、こちらの審査表の説明のほうを終わらせていただきます。

議長

今、副会長のほうより、この申請書と調査説明資料と面積が違うということで指摘がありました。

事務局

大変申し訳ございません。こちら議案書のほうの352平米のほうが正しくございますので、現地調査資料27ページの532ではなくて、352平米で訂正願います。大変申し訳ございません。



議 長

それでは、採決に入ります。  
住宅に附属する農地指定につきまして、同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。  
先月、ちょっと皆さんから言われまして、1回休憩しておいてずっと続けるのが嫌になるから、途中でまた1回休憩してくれというような意見が出ておりますので、ここでちょっと休憩といたします。

(休 憩)

議 長

いきます。

事務局

議案書の79ページをお願いいたします。  
議案第67号「農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について」につきまして御審議をお願いいたします。こちらは、農地中間管理機構を通しました利用権設定の内容でございます。  
別紙のほうを御準備をお願いいたします。

議 長

それでは、お願いします。

事務局

糸島市農用地利用集積計画について御説明いたします。  
今回提案いたします農用地利用集積計画は、令和4年第1回公募にて募集しました。農地中間管理機構への貸付申出分のうち、担い手への転貸が見込まれるものの集積計画でございます。  
貸付開始日は、令和4年11月16日から。合計で530筆の面積120万4,222平米となっております。  
これらの配分計画案につきましては、次の議案で御説明いたします。  
この農用地利用集積計画を定めるに当たり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものです。  
以上、よろしくをお願いいたします。

議 長

ただいま利用権の設定について、集積の案について説明がありました。  
何か質問、意見があります方はよろしくをお願いいたします。

農業委員

直接この内容に関係せんかと思うんですけど、現在の法人とかいろいろ利用権設定が進んでいますけど、現在、今日やなくていいんですけど、地

区別でどの程度法人がシェアを占めているというか、そういうデータ、資料があれば今度のこの総会の中で提示できますか。紙でいいですから、提示してもらえんかなというふうをお願いをしたいです。

議長

11月の利用権のあれ、11月の総会にもまたもう一回出てくるで、そのときにでも。

事務局

ちょっと確認です。

今回、利用権設定って中間管理機構を通した部分と個人の相対の部分、両方あるとですけども、今回おっしゃっている内容が中間管理機構に貸し付けた中の法人という割合。

農業委員

いや、私がちょっとお願いしたいのは、もう少し総額でいいんやけど、いつも大体総会で糸島市の農業面積の大体何%と書いている報告があるやない、それのできたら地区版というか、地域的な内部データ。そこら辺の提示できる部分があったらお示ししていただけんかなと。

事務局

総額幾らがあつてと、その分を貸付等々が出るけん……。

農業委員

四千何百ぐらいになっておうちの、その法人がしているとか、例えば大型農家がやっている面積。それに変化があるかなということをおはちょっと知りたいなと思って。

事務局

地域ごとの法人がというところで。

農業委員

例えば、いろんな法人があるんでしょうけど、そこほどの程度その地区面積をいわゆる受託しているかというようなことが言えたらなと思って。

議長

それは相対も含めてでしょう。中間管理機構だけじゃなくて、相対も含めての面積でしょう。

11月ぐらいのあれで考えていったら。

事務局

ちなみに、その地域別ということで、例えば法人だけ名前が出ればいいんですけど、法人とかであれば名前が出たほうがいいですか。

農業委員

もうそれまでいらんと思うんですけど、大体地域がどの法人というふうになると大体分かりますが。

事務局

今、14地区で分けてやっておりますので、その14地区別ということ

でこのくらい集約しておいて、うち法人がどのくらい借りておいて合わせた個人が複数人でどのくらい借りておるとよというのが何か分からんかいなど、それで、これが……。

農業委員 できたら、人材がどのように動いているか。まあ

事務局 申し訳ない。多分、過去の分は上かぶせになっていくから。  
例えば、今回の設定で出れば期限がまだ出ていない分、例えば何年設定の部分で抽出できれば過去の部分がひよっとしたらできるのかなと思いますけど、過去の分はちょっと厳しいのかなと思っています。

農業委員 いや、分からないでいいですよ。

事務局 相対、中間管理を含めた貸し借りが全体でこんだけあるから、これを例えば14地区割りにしたときにこのぐらいの貸付があると。では、その貸付がある中で法人が幾ら占めていて……。

農業委員 混合になっているその地域別の数字は積み上がっておるんやろ。

事務局 そうです。  
今回、この議案に載せていますこの筆数の積み上げになってきていますので、この分の中間管理と個人の部分でこの地域については幾ら借受けがあると、そこで法人が幾ら借り受けておいて個人が幾ら借り受けておるといふ部分の数字が出ればということですかね。イメージでいきますと。

農業委員 すみません、分かる範囲で大丈夫です。

農業委員 ちょっと教えていただきたいのは、農地中間管理機構を通すメリットといますか、大体この用途を見れば相対でもう終わっておると違うのかと思うとばってんが、それをなぜ農地中間機構を通さないかんとかということをお教えいただきたいです。

事務局 まずは、その中間管理機構というのが国が進めている公的団体ということで、農地中間管理機構に関する法律等もできておりますので、中間管理機構をぜひ使っていただきたいということが国が推奨する内容で、メリットという部分につきましては、今現在でいきますと国の地域集積協力金であるとか経営転換協力金に該当する方があれば交付金が出るというところはメリットかと思えます。

それで、令和3年度まで県の事業でもございましたとおり、規模拡大支

援金というところで農地中間管理機構を通じて貸し借りをして一定の要件を満たす方、借受けの方については平米当たり幾らと。1万5,000円であったり、中山間であれば1万8,000円の10アール当たりの交付金の対象になったというところがメリットになっているかと思えます。

かつ、今までJAの円滑化事業ということでJAが間に入って貸し借りをした部分、これがJAが令和2年4月から廃止になりましたので、その載せ替えといいますか、やはり借りる側としては直接やり取りするよりは間に入ってほしいという部分があるというところで、JAのほうが大層な部分、販売を含めて、配当も含めてJAのほうがよかったんですけども、中間管理機構につきましては国が押す法人というところと、活用すれば補助金が出るというところがメリットになってくるかと思えます。

ただ、デメリットという形になれば、デメリットという表現がどうかは分かりませんが、やはり書類が多くて煩わしい部分、それで個人さんであれば物納という部分はスムーズにいくんですけども、中間管理機構については物納をする場合は、もう契約だけ認めて物納の間の管理といいますか、賃料であれば口座振替できちっと管理していくんですけども、物納の場合はもう管理しないと。物納の契約だけは認めますけれども、管理までは仕切れませんがそれでよければというところもあるから、必ずメリットばかりではないとは思いますが、メリットという部分につきましては、国が押す部分、そういう貸し借りの部分につきましては、賃料の場合につきましてはやっぱり間に入ってきちっとするという部分ですかね、取りっぱぐれがないというところもきちっとしておりますので、そういう間に入るということでの中間に入るということについてはメリットになるものかと思えます。

国が押す団体という部分で、それに伴いまして中間管理機構に関する法律等が複数できておりますので、押していかない法人という捉え方だと思うんですけども、直接相対で悪いのかという話になってくるとそうでもないのではないかという気はしますが、貸す側としては間に入ってもらったほうがという意味ではメリットを感じている部分はあるかと思えます。

なかなか取り留めのない話で申し訳ないんですけども、そういうところで国が押す法人で活用すれば、交付金等、協力金等のメリットがある部分があるということで把握していただければなと思っております。以上です。

議長

よろしいですかね。

農業委員

相対がでるやない、それと機構も出てくるじゃないですか。それで、相対の人はその機構のほうに持っていけばそれだけ有利に借りるというか、

メリットがあるわけですか、借りるほうは。

議長 その10年間以上すれば補助金が出ますので。

農業委員 それであれば、そっちへ全部持っていけばいいのと思うばってん、相対は相対で賃貸借の部分で出てくる話と言われるから、そこら辺はその本人の意思で相対にしようかというところがあるのか、そこら辺はどうなんですか。

私たち中間管理機構は通さんでもう相対でよかよと言うけん、相対が出るのか。

議長 相対といってもその市の利用権設定をする、そうやけん自分のあれで言うど、もう10年間せんとならもう市のやつですればただ1枚紙を書くだけで、書いてやればもうそれで終わり。よろしいでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、ほかに何か質問、意見がありましたら。

(質問、意見なし)

議長 なかったら採決に移ります。  
原案の利用集積に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員ですね。

議長 それでは、次の議案に移ります。

事務局 議案書の80ページをお願いいたします。

議案第68号「農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について」御審議をお願いいたします。

この内容につきましては、また赤嶺のほうを説明いたしますが、今、利用集積計画について御審議相当異議なしという意見をいただきました。この機構が預かった農地を今度は機構から個人に配分するという計画(案)の内容でございます。

案という部分につきましては、県のほうがこの配分計画を審査すると、決定をするということで案ということになりますので、よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長                    お願いいたします。

事務局                    農用地利用配分計画（案）について御説明いたします。

この配分計画は、前の議案で集積が決定された約120万4,222平米の農地について、福岡県農業振興推進機構が転貸先の決定を行う際に必要となるものです。

受け手としましては、令和4年第1回公募で借受けを希望された方です。

市がこの配分計画案を作成するに当たり必要と認めるときは農業委員会の意見を聞くものとされております。

つきましては、地域の現状に詳しい農業委員の皆様には計画案の受け手が地域の営農活動と調和した農業経営を営むものかどうか御意見を伺うものです。

なお、受け手の権利の設定につきましては、この総会后10月に機構が農用地利用配分計画を決定し、県知事の認可、公告を経て設定される予定です。以上、よろしくお願いいたします。

議 長                    ただいま配分計画案について説明がありました。  
何か質問、意見があります方はお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長                    なかったら採決に入ります。  
配分計画に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長                    全員です。

議 長                    それでは、次の議事に入ります。

事務局                    議案書の81ページをお願いいたします。  
議案第69号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の決

定について」につきまして、こちらは所有権移転につきまして御審議をお願いいたします。

内容のほうを説明させていただきます。

今回、図る案件としましては1件でございます。

番号1番。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、利用集積計画の説明がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようでしたら採決に移ります。

原案の利用集積計画に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議案に入ります。

事務局

それでは、議案書の82ページをお願いいたします。

議案第70号「非農地証明願の取り扱いの変更について」御審議をお願いいたします。

内容につきまして説明させていただきます。

こちらの非農地証明の取扱いの変更ということで8月の総会に諮りましたところ、まずその非農地証明の発行基準とどういう形で現地のほうで対応するのかとかいう意見をいただきまして、再度、農政対策委員会のほうにお諮りして御検討をいただいたわけでございます。

こちら、現状という部分については前回と変わらず、農業委員の三役のうち2人と地元の推進委員のほうで発行可否を、現地調査を行って総会で発行可否を決定しておったという状況でございます。

内容によっては推進委員プラス地元の農業委員というところで現地調査を行って、総会での決定というところを、今後、総会の決定事項ではなく

現地調査の判断によって決定ができないものかと。

それで、証明書発行につきましては当然会長の決裁ということで、農業委員会長のほうが現地に伺わない場合でも状況を報告しながら決済を取って発行をする形にはなりますけれども、総会としては諮らないということを提案したいと考えております。

あわせて、非農地証明を発行規定しております農業委員会会長の専決事項要領と証明書の交付手続き要領につきましても見直しをするということで、こちら84ページ、85ページもありますけれども、前回85ページのほうの証明交付手続き要領、こちら下線を引いておりますけれども、こちらのほうの表現をまた変えたという内容になっております。

それで、改正の理由につきましては、業務量が多いというところで、こちら現地調査を行う委員さんにおいても業務量の軽減にならないかというところで、併せてまた事務局も含めて証明発行事務の簡略化を進められないかというのが提案の理由でございます。

こちら非農地証明の今後のイメージということで、年間スケジュールどおりの調査に変わりはありませんということで、前回と変わった項目につきましては、このポツの上から3番目ですね。現地調査は証明書発行基準に記載した非農地証明現地調査チェックシートを活用し、証明書発行の可否を判断するというところで、証明書の発行をするには、86ページ、87ページに載せております非農地証明現地調査チェックシート、こちらのほうを現地のほうで活用しながら、この案件はこの項目に該当するからこの発行基準のどれに該当するかという形で証明願の願い出内容と照らし合わせながら、このチェックシートによってこちらは該当する、該当しないというのがはっきり分かるのではないかなというところで、このチェックシートを活用した現地調査で判断するというのが前回から大きく変わったところでございます。

それで、こちらは当然、総会、報告はもう現地調査報告は省くというところでございますし、月ごとに証明願が毎月出てくるかと思っておりますので、発行後の直近の総会でこういう内容で報告を発行しておりますという報告は事務局のほうから行います。

それで、前回も出たわけですが、発行が曖昧な部分といいますか、判断がなかなか難しい部分につきましては、もう農業委員会の三役預かりにするということで、こちら記載はしておったところでございますが、なかなか現地に不慣れな部分があれば、なかなか公平な判断にできたのかなというところ、悩む理由があれば三役預かりでやっていくというところが今後のイメージでございます。

こちらが改正点についての留意点ということで、こちらに記載した内容につきましては偏った意見で判断をしてはいけませんよという注意書きということで聞きおいていただければと思っております。



83ページにつきましては、こういう進行の要領のほうを記載しております。

現地調査の周知につきましては、やはり現地のほうが3人は委員がいらっしゃるなければいけませんので、前もって出欠確認をする、3人以上いない地域につきましては、隣の隣接する地域のほうの推進委員と農業委員を確保しなければなりませんので、そういう形で締切日当日夕方には出欠確認を取りましてという流れで進んでいきます。

基本的には、まずは出欠確認につきましては電話連絡、携帯電話のほうで連絡をして、不在の場合はファクス、メール等でできたらということで記載しております。

証明書、84、85ページにつきましては、こちらは農業委員会の内容でございますけれども、市の法政系のほうにこういう書換えでいかなものかというところで打診したところ、こういう内容でしております。

主に85ページにつきましては、「担当地区の農地利用最適化推進委員及び農業委員（各1名以上かつ合わせて3名以上）並びに事務局員において実施することとし」という形で前回と改めた内容でございます。

84ページでございますが、こういうものが確定いたしますと、この実施日のほうも今後入れていきたいと思っております。

前回の会長の専決要領につきましては28年4月1日でございますが、こちらはまた令和4年のというところで非農地証明のほうを外れた場合はこの日付を入れていきたいと考えております。

内容につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局のほうより非農地証明願についての調査ということで提案がありました。

何か質問、意見がありましたらお願いいたします。

ありませんでしょうか。

それこそ、先月も言ってありましたように、各委員さんの重みというのが強くなっていくということにもなります。しかしながら、難しいところ、分からないところは後日三役で見て回るのが記述も出ておりますといったところで、これは本当の決定ではなくて、この農業委員会で決定したものを次の推進協議会で決定して、その翌月ぐらいからしていこうかというふうになります。ですから、今日ここでまだもうちょっと審議したほうが良いと言われるなら、まだ少し時間もありますので審議してもいいかなというふうには思います。

事務局

すみません、議長のほうからありましたとおり、前回の8月の部分につきましては、事務の改正自体はオーケーやけれども、具体的にとか、どう

いうふうに進めるものかというところで意見が多数出たかと思っております。この部分につきましては、議長がおっしゃったようにまた付け加える、改正する部分の余地は全然ございますので、また検討なり追加項目を設けるなりは可能でございます。

そういうことで、まだなかなかこういう事務の発効基準を変えていきますとまたもろもろの問題が出てくる可能性もありますが、随時修正というところもあります、大本こういう内容でいかがでしょうかと考えております。よろしくお願いいたします。

農業委員

質問というか、私は農業委員に入って4年になるんですけど、4年前はその現地調査とか割と昼から来て4時、4時半ぐらいに終わっていたんですけど、去年ぐらいからはもう何か朝9時ぐらいから晩の7時まで、結構ハードになってきたけんちょっときついなと思って、もう少し何かカバーできんやろうかと思って。それか、また定員を何人か増やしてもらって、そういうやり方で市のほうに進めてもらえんかなと思って。

そうすると、みんなも一緒になって農業委員が仕事やないけんですね。みんな農家は農家で一生懸命頑張るとるけど、農業委員の仕事が多くて自分のとこの作業がごちゃごちゃになりよう感じにちょっとなりようけん、何かちょっとカバーできんやろうかと要望しておきます。

議長

それは農業委員会活動、この非農地の調査ではなく、農業委員会活動自体のことば言っているんですか。

もうこれはしょうがないばってんですね。案件がこの月は、今月は月に何件までというふうに決められるわけじゃないので、こればかりはもうなった以上は休めるときに一生懸命頑張って仕事をしてください。お願いします。もうそれしか私は言いません。

農業委員

このチェックシートの中で、チェックの2番の3の農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地でないことと書いてあるんですけど、実際的に今現状を見ていると非常に農振農用地というのを非常に入れているんですよ、ミカン農家など。そこで、現在はミカン山も荒廃して非常に山林化しているところでも、地目が畑ですから農振農用地のままというところがたくさんあるんで、その場合は先に農振農用地を除外しておいて、その後これを出すのかどうか、ちょっとお聞きしたい。

事務局

この文で、今回証明願がこの表でいう1、2、3、4どれに該当するかというところで、2の項目に該当すると農業振興地域農用地区域地内の農地であるかないかという部分は見えていくわけでございます。

それで、おっしゃったような部分につきましては、農振農用地の場合で

あっても、過去にミカンとか、そういう整備事業の中でも山林化している部分があるんじゃないかというところで農振法と接合を取る必要も考えるから先に除外申請をしたほうがというところかと思うんですけども、確かなにおっしゃるように農振農用地を非農地として認めるといのはどうかという考えがある一方、この件に関しましては平成24であるとか25であるとか、こういう協議もしてきたわけございまして、結果としまして農業委員会としては現況で判断してくださいという意見も県からいただいております。

ということで、実際、非農地として認めない場合は、じゃあ耕作できる農地と言えるんだろうという逆の突っ込まれ方がされます。農地として耕作できないから証明願を出しておるのに、農振農用地に入っていることをもってだけして非農地の発行ができないとはどういうことかという意見も出ます。なので、じゃあ除外が先ですよといっても現状で見れば誰が見ても農業できない土地だろうがというところがございまして、こういう現況が確かにもう耕作できない、作物の作付とかができない状況であれば、非農地証明を農用地区域内であったとしても発行はできるというところは、県のほうと確認はしております。

ただ、農振法上も必ず手続、農振の除外申請はされてくださいと。ここで農振の除外につきましては、個別除外の部分、結局、この土地に何をしたいから除外してくれという除外の方法と、農振の全体見直し、こちらが市の農業振興地域の整備計画を審議する上で事業所とかに委託をかけながら全体的に外していきましょうと。

中には、ぼつぼつ外れて農振除外になっておったりしたり、飛び地になった農用地が存在するところもありますんで、そういう非農地証明も出したところも含めたり、全体の農振の廃止として飛び地になった部分については全体見直しでというところもありますんで、そういうところで農振農用地のところの場合であっても現況で判断するのならば農業委員会としては非農地証明を発行せざるを得ないと。

ただ、発行しただけではなくて、農振の振興地域の整備計画にも関係してくる内容になってくるから、証明書の発行と同時に農振除外手続も案内してくれと。じゃけん、先に本来ならば除外をした後に申請していただきたいとあるんですけども、現状としては農振がかぶっているところを発行するともう発行後に手続をしてくれという案内になってしまっている状況になります。

ちょっとそういう形で、現況を見て農業委員会は農地やったらどうやってつくとやという部分の意見もございまして、こういう取扱いに変わってきたものと思われまして。以上です。

を出してもらって除外を出してもらおうというふうな格好になるかと。

農業委員

今の件に関してですけど、非農地を発行したら農振からの除外申請をしてくれという事務局のお答えだったんですけど、私、促進協議会の役員をしておりますけど、大体非農地で除外というのはあまり出てこんですね。案内は、そのときに非農地証明を発行するときに除外を申請してくださいという案内はしてあるとか、ちょっとそこを確かめたいと思いますけど。

事務局

今おっしゃったように、農振のほうも証明書発行を取りに来られるときに農振のこれを出してねという話はやっているんですね。

それで、農振の除外の部分ですぐ計画がない、例えば農振はやっぱりどうしても、例えば施設用地も農振といいますので、宅地であったり雑種地であったり山林であったりしても、農振がかぶっている部分ってあるんですね。それで、全体計画で農振の見直しをしない限り、個別案件として計画があれば、その促進協議会に諮って外すというやり方なんですね。

なので、すぐさま非農地になったけん別の用途に変えたいというところで、変な話かと思うんですけども、非農地証明を発行した場合は農地法の適用を受ける土地じゃなくなるので農地法の手続は不要になってくるんですけど、片や農振法につきましては農用地以外の用途に使う場合は農振法の手続をせないかんということで、具体的な計画があった場合、例えば雑種地に地目が変わったとしても農振法の手続が出てくるんです。

非農地証明を出しておいて、農振がかぶっておったけんここを別の用途にするといった場合は促進協議会に上がってくる案件、こちらは即座にそういう計画が、農振の除外につきましても具体的な計画といいますか、何もしないのに外せない。具体的なそういう計画があるならば除外することはやむを得ないから外しますという理屈になってくるんで、必ずしも非農地証明を出したけんが個別案件の農振除外申請が上がってくるかではないんですね。

中には、西貝塚のほうも非農地証明を出してすぐ資材置場でやりたいというところはやっぱり農振の除外申請が出てきて、案件はあったと思います。その後については、農地法上もう非農地化しているんで、この場で4条だの5条だので審議することはなくなるんですけども、農振法上は促進協議会で審議するというところでございます。

議長

その促進協議会といいますか、農業振興課のほうも毎月毎月これだけ非農地が出てきたら、それを毎月毎月了解するわけにもいきませんので、まとめて何年かに一遍何かすると、除外の手続をすとか何かとって。

事務局

結局、全体見直しでいつするのかということで、当然市の計画として

は、5年に1回見直さないかんとじゃないかということで5年間分の、例えば非農地証明の束を全体見直しのときにということは考えてあるようなんですけれども、今回、結構農振の全体見直し自体は合併後は遅れておるんですね。直近でいけば、27年ぐらいに一遍見直しはやっておりますけれども、それ以降全体見直しができておらんから、一応今年度と来年度、5年度にかけて全体見直しをやるという計画でございます。

全体見直しもその促進、農業振興の計画でございますんで、毎年というわけにはいきませんので、複数年、5年に1回の見直しをめどに計画を変えていっているんですね。

農業委員

5年に1回の。

事務局

5年に1回ばってん、もう大分7年ぐらいできておらんですね。

5年度、今年度と5年度にかけて業者に委託とかしてちょっと改正しようかと今進めて、見直しをしていくように。

議長

それでは、ほかに意見がありましたら。どうですか。

農業委員

92、93ページの報告事項の中で、農政対策委員会で非農地証明願の発行についての話が出ましたので、そこらも併せて報告されたほうがいいんじゃないかなと。

93ページの発行等についての報告文書、書類が違うんですね、この前農政対策委員会と。違う書類がそこへついております。

事務局

農政対策委員長の丸山副会長とこの提案をするときに、こっちも主張したほうがよくなるかというのはちょっといただいておりますけれども、ちょっと議案と分けてとなってしまうんですけども、一応、今回農政対策委員会のほうでも改正する方向での御審議をいただきまして、8月総会で、92ページの話になりますけれども、8月総会に提案した内容の修正補足ということで今回議案に上げさせていただいた内容で、現地調査の方法としてチェックシートを活用する部分についても、チェックシートの中身のほうも確認していただいております。

それで、会長の専決事項とか発行要領の見直しについても確認いただいております、議案書に掲載という内容となっております。

実際にイメージのほうでも書いておりましたけれども、こちらの農政対策の報告のほうの方が分かりやすいと思いますので、結局、総会については証明書を発行した直近の総会で報告しますということで、この93ページのほうが現地調査の報告資料ということで、農地の所在と地番、面積と申請事由と所有者の氏名住所と現地確認に行った地区の委員さんの名前と備考

の欄、こちらがこの備考の欄に、例えば証明書発行基準に至った内容を、今日の議案審議でもありました何々のためと、例えば山林化が進んでおり農地復旧が困難と認められたとか、そういう内容を記載すると。あわせて、仮に三役協議で現地調査での決定をした場合は、こちらの備考の欄にも三役協議という部分を入れながら報告をしていきたいと考えております。

それで、こちらの報告様式につきましては、議案の非農地証明願につきましては位置図と字図と現地調査報告資料の写真ということで3点セットで見てもらい内容でございますけれども、事務の簡略化という観点から位置図だけ添付して、この報告書の様式に位置図をつけて報告とするというところも決定いただいた内容でございます。

変更内容につきましては前回と変わっておりませんのであれですけれども、今後の進め方につきましては先ほど議長のほうからも出ましたとおり、農業委員会総会でこの事務の変更を確認いただかないと最終的な最適化推進会議、こちら推進委員さんの活動もございまして、最適化推進会議が農業委員推進の合同会議の場でございまして、10月の最適化推進会議に諮りまして、ここを今後こういうやり方をしていきたいと思いますという承認を得るようなスケジュール感でいきたいと考えております。

結局、では最適化推進会議のほうにも内容で承諾を得る方向であればいつから実施するかという部分も併せて提案したいと考えております。できたら年内実施のほうがよろしいのではないかとこのところで、農政対策委員会のほうでも意見をいただいているところでございます。

それで、次回、9月15日に農政対策委員会をまた第5回目を開くときに、当然、案件としまして最適化推進会議の案件についても審議いたしますので、この非農地証明の発行事務の変更についても上げたいと考えておりますので、前もって最適化推進委員の副委員長ですかね、前原、志摩、二丈地区の各1名ずついらっしゃいますので、まずは代表の方にちょっとこういう内容で提案したいということで意見もいただきたいということで考えております。

こちら、ちょっと農政対策の報告の中で非農地証明の発行事務の変更部分について、今回の75の議案と併せて見比べていただきながら御判断いただければと思います。よろしく願いいたします。

議長

今、農政対策のほうの報告がありましたけれども、どうですかね。これで採決していいのかな。

まだちょっと考えさせてくれというふうなことがありましたら、またもう少し農政対策のほうでも考えていきたいと思いますが。

この変更の決定でしていいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、採決を採ります。  
この変更を決定するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。ありがとうございます。  
それでは、10月の推進会議に諮っていただけるようによろしくお願い  
いたします。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

それでは、議案のほうは全て終わりました、御審議いただきありがとう  
ございました。

それでは、議案以外の部分、88ページでございますけれども、あつせ  
ん申出の取下げが上がっておりますので、報告として掲載しております。

この部分も取下げということで、恐らく別の売買に切り替えていくもの  
かと思います。御確認をお願いしておきます。

89ページから91ページにつきましては、営農面談のヒアリング資料  
でございます。

それでは、92ページの農政対策委員会の報告につきましては先ほどの  
部分で言いましたので、(2)のその他の部分だけ御一読いただければと  
思います。

それでは、94ページに行きまして、農地対策A班の報告のほうをお願  
いしたいと思います。

議 長

では、よろしく申し上げます。

農業委員

それでは、農地対策A班の現地報告を行います。

8月23日に調査を行いました。

番号1番、XXXXXXXXXX、土地利用者はXXXXXXXXXX氏です。

今年の4月、A班で本人を呼び出して受理をした案件です。その後の状  
況確認を行いました、耕作できる面積は前回に比べて増えておりまし  
た。一部にナス、キュウリ、トマト、オクラ、ピーマン等が植えてありま  
したが、新たに鉄骨が山積みにして置いてありまして、本日呼び出すつも  
りでしたけど、事前に片づけてくださいと言うておったら、今日、私が来

る前に見に行きましたらきれいになっておりましたので、呼出しはしておりません。

番号2番、[REDACTED]、[REDACTED]、土地利用者は[REDACTED]さんです。

今年の4月、サバイバル場の駐車場として転用許可済みの案件です。県農林より完了報告が出されていないので、進捗状況の報告を求められておりました。バラスが敷かれて駐車場の形態はしており、問題ありませんでした。

番号3番、[REDACTED]と[REDACTED]、土地利用者は[REDACTED]氏です。

これも4月に調査報告した案件です。平地へのハーブが作付してあるかの確認でした。相変わらず芝生広場のままで、前回より草が多く見受けられました。一部、グリーンミントの作付は確認できましたが、管理されているようには見受けられませんでした。ハーブの作付がなされているという状況ではありません。北側の店舗からの出入口もオープンとなっていて出入りが自由でした。この状況を県に報告してもらいます。

番号4番、[REDACTED]、土地所有者、[REDACTED]氏、土地利用者、[REDACTED]です。

令和元年に当時のB班で見に行ったところで、無断転用と違法建築で指導した案件ですが、手つかずの状態でした。4月下旬、近所の人からごみ置場になっているとの通報があり、見に行きました。屋根のトタンが剥がれ、残りのトタンも台風が来たら隣の家に飛んでいくのではと気がかりでした。建設資材、コンテナの撤去を早急に行ってもらい、隣接している[REDACTED]と[REDACTED]の土地利用者が耕作放棄地、その土地の所有者は[REDACTED]氏となっているため、草刈りしてもらおうよう、双方とも事務局に来てもらうように案内しております。

番号5番、[REDACTED]、土地利用者は[REDACTED]氏です。

五、六年前、野菜の間に植えてあった木が大きくなったので見に行きました。野菜はサツマイモ、サトイモなどが植えてあり、木は柳の木、マキの木などでした。柳の木は生け花の材料となる可能性があるものの、切った跡は見受けられませんでした。植えてある木をどのようにするか手紙を出してもらうようにしております。

以上、報告を終わります。

議長

ありがとうございます。

事務局

ありがとうございました。

96ページにつきましては、8月の経営改善計画の認定の新規の分と更新の分の一覧を載せておりますので、御一読いただければ幸いです。



それでは、1ページに戻っていただきまして、今後の予定でございます。

【資料に基づき説明】

今後の予定につきましては以上でございます。

議 長

その他のほうで。

事務局

すみません、その他のほうで事務局からは2点ございます。

こちらは御報告と御依頼がございます。

すみません、その他の分で、宗敏郎委員のほうが8月15日に入院されて、9月1日で退院されておりますということで、三役のほうで互助会的といえますか、お見舞金のほうをお渡ししておりますので、この場で報告させていただきます。

それと、本日奥委員のほうがお休みなのでことづかってきたんですけども、志摩地区のほうで新規就農したい方がいらっしゃるので、空き農地があれば紹介できないかという内容でございました。

それで、何か聞くところによれば、■■■■元農業委員さんの弟さんの子供さんが周船寺のほうにいらっしゃるんですけども、今、■■■■に勤めておりますけれども、独立したいということで、住所が周船寺ということで志摩方面で就農を考えてあるということで、できたら来年辺りに独立したいということでありますけれども、農地を探しておるから、もしそういう志摩方面で貸していただける農地があれば奥委員まで御連絡いただければちょっと連絡を取りますということでしたので、もしそういう貸していただける農地等があれば奥委員まで御連絡いただければと思います。よろしく願いいたします。

農業委員

ちょっと新規就農者が今出ましたけれども、私、前の調査部会の際にかなりの新規就農者の面談、面接をやったわけなんですけれども、その中で言葉は悪いですけど、ちょっと怪しいというか、本当にやっているのかなという人がおりますし、またそこいらをできたら農地調査部会で見に行ったらどうかと思いますので、いろいろ案件が多い中ですけども、全員というよりもちょっと怪しい、そういう人をリストアップして行ったらどうかなど。

■■■■でも1件、ちょっとバナナの人がおりまして、バナナが植えてありましたけれども、そこに勝手に木材を持ってきて燃やしたり真砂土とかを入れたりやっておりますので、土地所有者からちょっと相談がありましたので、そういうふうになっております。

また■■■■のほうも何かちょっとあったみたいですので、できたらそういう調査もやっていきたいと思います。

議 長

農地対策のほうで随時。

事務局

そうですね。今の東司委員と古家委員のほうからも、あそこに何か置いておるばいという連絡が続けて今月に入ってありましたので見てみますと、新規就農の方でございましたので。その方につきましては、ちょうど■■■■と■■■■、■■■■ということでしたので、9月20日のB班のほうで現地確認を考えております。

また、今回のようにまた新規就農者に限らず、こういうところで何かしておるばいというのがあれば事務局のほうにまた御連絡いただければ、場所を確認できたらこの農地対策委員会のほうで調査を行いますので、また情報提供という意味でもよろしく願いいたします。

農業委員

新規就農者のことでなんですけど、JAからの土地を貸してくれんかなというから、新規就農者で。話を賜っておるとですよ。

議 長

JAから。

農業委員

JA。役所のほうには何も連絡はせずに。

議 長

別に、JAのほうから新規就農者に土地はないですかというだけの相談やろうと思うけん。

農業委員

JAから相談があったけん、2反くらいで紹介したわけですよ。

議 長

それを活動報告につけておけば大丈夫だと思います。

農業委員

ああ、そうですか。分かりました。

議 長

ほかになかったら終わりたいと思いますが。

(質問、意見なし)

事務局

ほかにはないですかね。

それでは、閉会のほうに入っていきます。

閉会の挨拶を丸山副会長よりお願いいたします。

副会長

本日の慎重審議、ありがとうございました。  
これもちまして、第7回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。お  
疲れさまでした。

令和4年9月9日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

9 番 加 茂 和 義

7 番 松 尾 幸 子

